

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	宜野湾市 特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、特別児童扶養手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

公表日

令和7年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当は、特別児童手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有するものに特別障害者手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 (特別児童扶養手当に関する事務) ・申請者が窓口で、特別児童扶養手当認定請求書、額改定請求書、額改定届、所得状況届、氏名変更届、住所変更届、口座変更届、証書交付申請・亡失届、未支払手当請求書、資格喪失届、転出・転入届、支給停止関係届、障害認定請求、在留期間等変更届等を申請をする。 ・他団体から照会を受け、情報提供を行う。 ・沖縄県へ進達を行う。 ・受給者への通知を行う。
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、庁内連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 特別児童扶養手当情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表66の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 提供は行わない。 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 表91の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 福祉推進部 児童家庭課
②所属長の役職名	児童家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 福祉推進部 児童家庭課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・マイナンバーの取扱いに関する基礎的な研修を受講する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち、業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ②所属長	児童家庭課長 岡田 洋代	児童家庭課長 宮城 葉子	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ②所属長	児童家庭課長 宮城 葉子	児童家庭課長	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
令和2年6月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 項番 66 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条	・番号法第19条第8号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 項番 66 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	内部監査	自己点検	事後	
令和5年11月2日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年11月2日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年2月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第1 項番46 番号法別表第一の主務省令で定める事務を命令第37条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	・番号法第9条第1項及び別表66の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第37条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	事後	法改正
令和7年2月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 項番 66 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条	(情報提供の根拠) 提供は行わない。 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表91の項	事後	法改正
令和7年2月27日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	-		事後	様式追加
令和7年2月27日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月27日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月27日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人としてのミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	様式追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	-	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・マイナンバーの取扱いに関する基礎的な研修を受講する。	事後	様式追加
令和7年2月27日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	-	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式追加
令和7年2月27日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	様式追加
令和7年2月27日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	-	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち、業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	事後	様式追加